

石巻市立病院給食業務委託仕様書

1 業務目的

食事の提供業務は「治療の一環」であるとの考え方を基本に、患者に安全で良質な食事を提供するため、調理室における調理業務をはじめ付随する作業管理等の業務をHACCP（危害分析重要管理点）に準拠した衛生管理の下で実施し、栄養管理の質の向上に貢献することを目的とする。

2 履行期間

令和8年9月1日から令和11年8月31日まで

ただし、引継期間として契約締結日から令和8年8月31日までを予定している。

3 履行場所

石巻市穀町15番1号 石巻市立病院

4 業務概要

委託業務の範囲は、別添「石巻市立病院給食業務委託区分表」のとおりとする。具体的には、別添「石巻市立病院給食業務仕様」に記載する内容を実施すること。

5 業務体制

(1) 受託責任者の配置

ア 受託者は、医療法施行規則第9条の10第1号に規定する者として、「公益社団法人日本メディカル給食協会患者給食受託責任者」資格を有し、病院における食事の提供業務に対して、5年以上の管理栄養士又は栄養士としての経験を有する者を責任者として配置すること。

イ 受託者は、原則として必ず常駐させること。

また、やむを得ず不在となる場合は、業務を代行する者としてその能力を有する副責任者を選任し、常駐させること。

(2) 従事者の配置

受託者は、業務遂行上支障を来さないように常に業務量を勘案し、病院の患者給食提供業務を習熟した従事者を適当数配置すること。配置については、次のとおりすること。

ア 受託責任者とは別に、配膳時間帯（午前7時30分から午後6時30分まで）については、管理栄養士又は栄養士の資格を有する者を常時1名以上配置すること。なお、配置された人員については、病院又は高齢者福祉施設の食事提供業務に2年以上従事した経験を有する常勤の管理栄養士又は栄養士を含むこと。

イ 調理員については、毎日業務の遂行に必要な人数の調理師（常勤職員及び業務の遂行に必要な人数の調理補助員を配置すること。

ウ 調理師については、病院又は高齢者福祉施設の食事提供業務に従事した経験を有する者を2人以上配置すること。

エ 新調理システム（クックチル、真空調理等）に関する調理知識及び技術を有する調理師等又は栄養士を配置することが望ましい。

オ 従業員の定着に十分留意し、頻繁な異動や退職のないように努め、日常業務に支障のないようにすること。

6 研修及び教育体制について

受託者は、病院の運営上支障を来さないように従事者の研修及び教育を十分に行うこと。

7 業務報告等

(1) 受託者は、毎日の業務終了後、業務日誌に必要な事項を記入し、受託責任者を経由して発注者に提出する。

なお、業務日誌の様式については、給食管理システムから出力されたものを使用すること。

(2) 受託者は、発注者へ月1回の業務報告書による定期報告のほか、必要な都度、業務の進捗状況等の報告を行うこと。

8 標準作業書の常備

受託者は、各業務の適正化及び標準化を図るための標準作業書を発注者と協議し、作成すること。標準作業書は、常備の上、従事者に周知し、業務の効率化を図ること。

9 業務案内書の常備

受託者は、病院の各部門職員向けに業務の内容及び実施方法を明記した業務案内書を発注者と協議の上、作成し、常備すること。

10 緊急、災害時等の対応

受託者は、病院が作成した危機管理に関する方針等を踏まえ、事故発生時や災害時等を想定した危機管理計画を策定し、発注者の承認を得ること。

11 契約の解除

発注者は、受託者が本仕様書に記載されている事項を誠実に履行しないと認めた場合は、契約期間中であっても契約を解除することができる。

12 代行保証

受託者は、労働争議その他の事由により、委託業務の遂行が困難となった場合の危険を担保するため、次により代行保証の体制を整備すること。

- (1) 受託業務全てを代行する能力を有していること。
- (2) 代行業務の内容及び代行業者について発注者へ報告し、その連絡体制を明確にすること。
- (3) 業務の再開が可能になった場合は、代行保証に基づく代行を解除し、直ちに再開すること。

1.3 業務の引継ぎ

受託者はこの業務を契約期間の終了後、継続して受託しない、又は契約期間中に受託できなくなった場合は、新たに受託した者に対し業務が円滑にできるように引継ぎを行わなければならない。引継期間は発注者と受託者との協議によって定めるものとする。

なお、引継ぎに当たっては、引継書（厨房機器操作関連、献立作成に係るシステム操作手順、調理・配膳に関する帳票出力に関連するシステム操作手順、月報作成に関するシステム操作手順等）を作成し、適切な引継ぎを行うこと。

また、新たな受託者は契約期間の開始前に十分な引継ぎを受けることとし、これに係る費用は受託者が負担する。

1.4 費用負担区分

本委託業務に係る費用負担区分は、次の表のとおりとし、その他定めのない項目については、発注者と協議の上、決定する。

費用項目	発注者	受託者
食材費（予備食、保存食含む）※1		○
栄養補助食品	※2	
濃厚流動食	○	
検食費	○	
災害用備蓄材料費（3日分程度）※7		○
給与 (福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費、駐車場確保費含む。)		○
被服費（受託者のユニフォーム等）、クリーニング費		○
光熱水費（水道料金、電気料金、ガス料金等）	○	
FAX付電話等の準備経費		○
FAX付電話等のメンテナンス経費		○
通信費（FAX付電話等料金）		○
通信費（上記以外）	○	
什器、備品等（給食事務室の机、椅子等の事務関連備品その他ロッカー等）	○	
従事者の健康診断、検便検査料及び各種予防接種料		○
調理施設の設置、改修、修繕等の維持管理費	○	
厨房設備及び備品の購入費	○	
食器、トレー等（患者が食事の際に使用する道具類）購入費	○	
調理機器購入費、設置工事費	○	
調理器具（包丁、まな板、鍋、ボール、ざる等調理に係る道具類）購入費		○
給食業務に係る消耗品費		※3
衛生用品費（ペーパータオル、手指消毒用アルコール等）		※4
害虫駆除委託費	○	
日常清掃に係る費用（清掃用備品及び消耗品費）		○
定期清掃に係る費用	○	
残菜及び厨芥処理費	○	
廃油処理費		○
事務機器維持管理費（パソコン、プリンタ、内線電話等）	○	
給食管理システム維持費	○	
受託者の業務遂行上必要な諸帳票類		※5
受託者の業務遂行上必要な消耗備品費（事務用品等）	※6	
備品の修繕経費（受託者の過失によるもの）		○

- ※1：食事オーダ締切時間後に不要となった食事や病院の都合で作り直す食事等については除く。
- ※2：一部栄養補助食品（献立で使用するもの）は、受託者調達とする。
- ※3：器具類洗浄用消耗品費（洗剤、スポンジ、ナイロンたわし等）、調理用消耗品費（ラップ、クッキングシート、ホイル等）等
- ※4：衛生用品費のうち、ハンドソープは病院において準備する。
- ※5：配膳、献立管理、材料管理以外に係る諸帳票類
- ※6：配膳、献立管理、材料管理に係る消耗備品類（検食用割り箸、スプーン、非常用ディスポ食器等）
- ※7：災害用備蓄材料は、全粥（1,400 kcal 100 食）、全粥ミキサー（1,200 kcal 40 食）を想定している。

1 5 暴力団等の排除について

- (1) 受託者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受託者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者及び石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降の全ての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受託者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受託者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受託者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により発注者に報告すること。
- (6) 受託者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受託者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、担当課長と協議を行うこと。
- (8) 発注者は、受託者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

1.6 その他

- (1) 受託者は、新規に従業員を採用する場合は、可能な限り地元採用を図ること。
- (2) 受託者は、本業務を履行するに当たっては、患者に医療サービスを提供する病院の一員であることを認識し、身だしなみや言葉遣いには十分留意すること。
また、問題等が発生した場合は、主観的な判断で処理することなく、その都度、受託責任者を経由して発注者と協議し処理すること。
- (3) 受託者は、厚生労働省及び関連省庁、宮城県並びに石巻市の取り決める関連法規、規制等を厳守するとともに病院が定める規定に従うこと。
- (4) 発注者は、受託責任者及び従事者（以下「従事者等」という。）のための駐車場を提供できないことから、従事者等の駐車場が必要な場合は、受託者において確保すること。
- (5) 受託者は、その他本仕様書に記載のない項目については、発注者と協議の上、対応方法を決定するものとする。